

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 宮内庁

1.第4節 - 1
2.取組の概要
<p>当庁の庭園工事から発生する伐採・剪定による枝幹・枝葉類については、場内処理または場外搬出処理を行っている。場内処理の場合は、枝幹・枝葉類をチップ処理し、園路や樹林地に敷き均したり堆肥化するなど、場内で再利用している。</p> <p>また、場外搬出処理についても、工事仕様書上に明記し、請負業者に対し再資源化施設へ持ち込み適正に処分するよう指導している。</p>
3.進捗状況
<p>適正な処理が行われている。</p>
<p>（第1回フォローアップ時との比較とその評価）</p> <p>取組は順調に進んでいる。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>現在は、場内処理の際の処理施設が完全に整備されていないため、場外搬出処理の割合が高くなっているが、今後は、場内処理システム及び処理施設の整備について進めていくこととしたい。</p>

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 宮内庁

1.第4節 - 2
2.取組の概要
庭園工事において使用する資材等について、非常に微少ではあるが、工事仕様書に明記し、請負業者に対し再生資材を使用するよう指示している。
3.進捗状況
取組は順調に進んでいる。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)
取組は順調に進んでいる。
4.今後の課題・見直しの方向性
今後も再生資材の使用を推進する。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 防衛庁

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要 平成12年12月に閣議決定された「環境基本計画」において、関係府省は自主的に環境配慮の方針を明らかにすることとされたことを受け、平成15年3月に「防衛庁環境配慮の方針」を策定し、環境保全の徹底や環境負荷の低減に努めてきたところであるが、各府省の環境配慮の方針及び点検結果が明らかになったことなどを踏まえ、更なる環境への取組の推進を図るため、平成17年1月に「防衛庁環境配慮の方針」の見直しを行ったところである。この「防衛庁環境配慮の方針」の基本的方針において、環境への負荷低減として物質循環に係る施策の推進を掲げ、天然資源の消費を抑制する廃棄物・リサイクル対策等の物質循環に当たっては、廃棄物等の発生を抑制するとともに、再使用及び再生利用により減量化を促進する等の物質循環型社会の形成に係る施策を推進することとしている。
3.進捗状況 平成16年度における防衛庁各機関の物質循環に係る施策に関する実施状況については、廃棄物の減量やごみの分別などの取組に対して、職員への周知徹底、回収の徹底、使い捨て製品の抑制、電子メディアの活用、使用量の把握、管理の徹底など各種施策を実施したところである。 (第1回フォローアップ時との比較とその評価) 環境への負荷低減としての廃棄物対策の推進については、昨年度に引き続きよく実施されているところである。
4.今後の課題・見直しの方向性 環境への負荷低減として物質循環に係る施策の推進については、引き続き、これまでの施策の更なる徹底及び実効ある施策の積極的な推進に努め、環境への負荷低減を図っていくこととする。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 法 務 省

1.第4節 -	安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要	
刑務作業から発生する廃棄物の処理を外部専門業者に委託し、廃棄物の適正な処理を推進する。	
3.進捗状況	
刑務作業から発生する廃棄物については、その発生を極力抑制し、発生した廃棄物については、その処理を外部の専門業者に委託して適正な処理を推進し、循環型経済社会の実現を図った。	
(第1回フォローアップ時との比較とその評価)	
適正な処理を継続しており、安定した取り組みとなっている。	
4.今後の課題・見直しの方向性	
刑務作業から発生する廃棄物の処理については、外部の専門業者に委託し、適正な処理を図る。	

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 厚生労働省

1.第4節 - 1
2.取組の概要 地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画に基づく取組 厚生労働省においては、ごみの分別に対する取組として、事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収の徹底などを行っている。また、廃棄物減量の取組としては、使い捨て製品の使用や購入の抑制、シュレッダーの秘密文書廃棄の場合のみの利用、コピー機・プリンターのトナーカートリッジの回収と再使用の推進、OA機器・家電製品・車廃棄時における適正処理、物品の在庫管理の徹底による期限切れ廃棄等の防止などを行っている。
3.進捗状況 平成14年度の年間廃棄物排出量は厚生労働省全体で13,014トン/年となっている。うち年間可燃ごみ排出量は10,679トン/年となっている。 平成15年度の年間廃棄物排出量は厚生労働省全体で11,707トン/年となっている。うち年間可燃ごみ排出量は厚生労働省全体で9,201トン/年となっている。 平成16年度の年間廃棄物排出量は厚生労働省全体で10,631トン/年となっている。うち年間可燃ごみ排出量は厚生労働省全体で8,002トン/年となっている。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価) いずれも15年度に比べ減少(15年度 年間廃棄物排出量 11,707トン/年、うち年間可燃ごみ排出量 9,201トン/年)しており廃棄物排出量の削減の取組は進んでいるものとする。
4.今後の課題・見直しの方向性 年間廃棄物排出量のより一層の削減のため、分別のより一層の徹底やごみを出さない活動の推進など、職員全員に対して、循環型社会形成に向けた意識の向上を図る必要がある。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 厚生労働省

1.第4節 - 2
2.取組の概要（新）水道事業における廃棄物・リサイクル対策の推進
平成16年6月に定めた「厚生労働省における環境配慮の方針」において、水道施設整備による建設廃棄物の減量化及び建設残土の再生利用の推進に努めることとしている。
3.進捗状況
水道事業者等に対して、水道法39条第1項の規定に基づく立入検査の際等に「厚生労働省における環境配慮の方針」に従って、水道施設整備による建設廃棄物の減量化、建設残土の再生利用の推進に努めるよう助言を行っている。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
4.今後の課題・見直しの方向性
「厚生労働省における環境配慮の方針」に従って、水道施設整備による建設廃棄物の減量化、建設残土の再生利用の推進に向けた取組を行っていく。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式１）

府省庁名 農林水産省

1.第４節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
(1) . 残留性有機汚染物質（POPs）を含む埋設農薬の無害化処理実証試験を行い、環境上適正な処理方法を確認するとともに、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、埋設農薬の適正処理を進める。 (2) . 循環型社会形成及び公共工事コスト縮減を図るため、建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事では建設リサイクル基本方針で定められたリサイクル率を目標に取り組む必要があり、特に直轄事業において先導的にリサイクルを推進。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材は直轄事業で平成１７年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。 (3) . 人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用等を促進するため、リサイクルやダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設等の整備による木材産業の体質強化や森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組に対する支援を実施。
3.進捗状況
(1) . 埋設農薬の無害化処理方法を確認し、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、「埋設農薬最終処理事業」（国庫補助事業）により、埋設農薬の適正処理等を開始した。 (2) . 全国ブロック毎に地方整備局、地方農政局、都道府県、公団等で組織する地方建設副産物対策連絡協議会において、建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために必要な情報収集・交換等を実施。 (3) . 20企業（21工場）による環境保全施設整備等の導入に対し利子助成措置を実施した。 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組を支援するため、18都道府県において大工・工務店への講習会を実施。 *平成15年度* 23企業（23工場）による環境保全施設設備等の導入に対し利子助成措置を実施。 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組を支援するため、20府県において大工・工務店への講習会を実施。

(第1回フォローアップ時との比較とその評価)

- (1) . 「埋設農薬最終処理事業」(国庫補助事業)により、埋設農薬の適正処理等を開始し、着実に取組を進めている。
- (2) . 地方建設副産物対策連絡協議会において、講習会や説明会を開催し、関係者に対して情報提供等を行った。
- (3) . 「顔の見える木材での家づくり」に取組む団体数が、152団体(平成15年)から182団体(平成16年)に増加するなど、一定の効果が見られた。

4.今後の課題・見直しの方向性

- (1) . 引き続き、「埋設農薬最終処理事業」(国庫補助事業)により、埋設農薬の適正処理等を行う。
- (2) . 建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。
- (3) . 環境保全等に対応した合理的な木材産業の加工・流通体制の整備や、木材産業と住宅生産者が連携した「顔の見える木材での家づくり」を支援する技術の開発や情報の体系化・普及の取組を今後も更に推進していくことが必要。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第4節 - 1 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現		
2.取組の概要 産業構造審議会 廃棄物処理・リサイクルガイドライン		
<p>企業活動のさまざまな段階における資源の有効な利用の促進を図る観点から、品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものである。</p> <p>ガイドラインでは、品目別・業種別にリデュース・リユース・リサイクルを推進するため、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容について整理している。また、ガイドラインは、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。</p>		
3.進捗状況		
<p>平成2年にガイドラインが策定されて以来、順次対象品目、対象業種の追加を行っているほか、既存品目・業種についてもリサイクル率などの目標値の見直しなどを行い、企業活動の中でのリデュース・リユース・リサイクルの推進のために必要な取組の見直しを行っている。これにより、本ガイドラインの対象としている品目・業種は、一般廃棄物量の約70%、産業廃棄物量の約40%をカバーしたもとなっている。</p> <p>平成15年度には、ガイドラインの見直しを行い、特に事業活動におけるリデュース、リユースを推進するために事業者が取り組むべき事項を多く追加し、事業活動の各段階での資源の有効利用を図っているところ。</p> <p>平成16年度は、取組の進捗状況を確認するとともに、いくつかの品目・業種において目標値の改定を行ったところ。概要については以下の通り。</p>		
(1)目標値の改定		
	既存の目標	新たに設定した目標
ペットボトル 回収率	50% (H16年度まで)	80% (H26年度まで)
消火器 製造業者による回収率	53% (H15年度までに)	60% (H16年度)
工場生産住宅製造業	15%	30%

<p>生産段階廃棄物の削減 (H13年比、H22まで)</p>		
<p>(2)リサイクル対策の拡充・強化</p>		
<p>・自動車、オートバイ、家電製品、パソコンについて、実効的かつ効率的なリサイクルシステムの構築や回収品目の追加を実施。</p>		
<p>(3) 3 Rの進展</p>		
<p>・リデュース 化学工業、非鉄金属製造業（日本伸銅協会、日本電線工業会）、自動車部品製造業、石炭鉱業における産業廃棄物最終処分量の削減</p>		
<p>・リユース リユースびんの出荷実績増加、エコリーフタイプ ラベル添付によるレンズ付きフィルムのリユース促進</p>		
<p>・リサイクル ペットボトル、消火器、潤滑油について、更なるリサイクルの取組に着手</p>		
<p>(4)環境配慮設計・有害物質対策の強化</p>		
<p>・オートバイのPP樹脂等の種類の削減、自動車における鉛使用削減・アジ化ナトリウム使用撤廃</p>		
<p>(5)技術開発等の実施</p>		
<p>・自動車、カーペット、廃塩化ビニル、ペットボトル等において、有害物質対策、事業化等のための技術開発の取組を実施。</p>		
<p>(6)その他</p>		
<p>・繊維関係業界団体が、3 Rに関する目標及び対策等をまとめたアクションプランを発表。</p>		
<p>(第1回フォローアップ時との比較とその評価)</p>		
<p>平成16年度における品目別・業種別廃棄物処理リサイクルガイドラインのフォローアップにおいては、平成15年度のガイドラインの大幅な改定を踏まえて、個別品目・業種別のこれまで1年間の3 R対策の進捗状況と今後行う予定の事項について点検を行った。</p>		
<p>4.今後の課題・見直しの方向性</p>		
<p>今後も、ガイドラインの進捗状況や技術開発の動向などを踏まえ、リサイクル目標の改定、環境配慮設計の推進・有害物質対策の強化など、事業者が取り組むべき事項の見直しを継続的に行っていく。</p>		
<p>また、近年技術革新などから急速に需要が伸びている品目や、多品種少量生産などのためにこれまでガイドラインの統一的な取組の対象となりにくかった品目や業種の追加などを積極的に行っていく。</p>		

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第4節 - 2 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催した。
3.進捗状況
バーゼル法に基づく平成16年の輸出の承認件数は11件、輸入の承認件数は19件であった。このほか、バーゼル法等説明会を平成16年度に全国8か所で開催した。また事前相談件数が大幅に増加した。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価) 輸入承認件数は前年と変わらなかったが、輸出承認件数は6件増えた。 バーゼル法等説明会は開催場所を1カ所増やした。 説明会におけるバーゼル条約・バーゼル法及び事前相談についての紹介等を通じて、制度の周知が進んだ。
4.今後の課題・見直しの方向性
中国等のアジア向けの循環資源の輸出量が急増しており、引き続き、バーゼル条約の制度の趣旨の周知を図り、不適正な輸出入を防止する必要がある。 一方で、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理を確保しつつ循環型社会を国際的に形成することを念頭に置き、日本と循環資源物流が非常に大きいアジアを中心に、資源循環を推進するネットワークを構築する必要がある。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第4節 - 3 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
アジア各国における廃棄物の適正な処理の推進及びアジア大の資源有効利用を図るため、適切な資源循環システムの構築を図る観点から、アジアにおけるリサイクルの推進を目的とした技術協力を実施する。
3.進捗状況
平成 16 年 12 月、タイの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物・リサイクルコース研修(AOTS)を実施。我が国のリサイクル、廃棄物管理に対する取り組みへの理解を深めさせた。(研修受講者は30名)。 平成 17 年2月、ベトナムの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物管理導入研修(AOTS)を実施。CTC(Center for Technology Transfer)及び HEPZA(ホーチミン輸出加工区)の環境管理者が廃棄物の全体の流れや廃棄物処理の各段階に於ける処理技術を習得させた(研修受講者は30名)。 平成 17 年3月、マレーシアのリサイクル関連民間企業の実務担当者を招聘し、我が国のリサイクル政策とリサイクル産業の現状を紹介した(招聘者数26名)。
(第1回フォローアップ時との比較とその評価) リサイクルに関心を有する国も多くなり、研修対象国が昨年度に比べ増加した。
4.今後の課題・見直しの方向性
各国のリサイクルへの取り組みの状況を踏まえつつ、技術協力を実施する。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省、環境省

1.第4節 - 4 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要 新たな品目のリサイクルシステムの構築 環境への負荷低減と資源の有効な利用の促進の観点から適切なリサイクルが望まれる自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築に関する検討会を実施。
3.進捗状況
(1)背景 自動車をはじめ二輪車、農業機械、建設機械等のエンジン式の機器の始動などに使用される鉛蓄電池（以下「自動車用バッテリー」という。）は、年間2,500万個程度が国内市場に投入されているが、鉛や硫酸を含むことから他の廃棄物と比べ処理が困難であり、従来から使用済自動車用バッテリーは、市町村での処理が行われてこなかった。 現在の自動車用バッテリーリサイクルシステムは、厚生省及び通商産業省（当時）の要請に基づき、平成6年10月から国内バッテリー製造事業者が自主的に再生鉛を購入することで、回収・リサイクルする仕組みを構築し、対応してきたところ。 しかしながら、近年における輸入製品の増大などから、現在の仕組みを将来にわたり維持していくことが困難となりつつあり、回収・リサイクルシステムの再構築が必要な状況となっていた。
(2)検討経過 上記の状況にかんがみ、継続的・安定的な自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムを構築するため、関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等について検討を行うため、産業構造審議会及び中央環境審議会に検討会（専門委員会）を設けて合同で議論を進め、今般、報告書（案）の審議を行ったところ。 開催経過：平成17年5月11日、6月7日、7月25日 ～ 3回開催 検討会名称：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会 合同会合（座長：藤井美文 文教大学教授）。

(3)再構築に向け、実効性を確保するための方策について

自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定するとともに、自動車用バッテリーを部品として使用する製品を指定（同法政令）

リサイクルの実施主体を規定（同法省令）

- ・バッテリー製造事業者及び輸入者
- ・バッテリー使用機器製造事業者及び輸入者

（第1回フォローアップ時との比較とその評価）

産業構造審議会及び中央環境審議会に検討会（専門委員会）を設けて合同で議論を進めている。

4.今後の課題・見直しの方向性

パブリックコメントの結果を踏まえて、報告書を取りまとめ、それに基づき、本年度秋を目途に資源有効利用促進法の政省令の改正を実施する予定。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止することによって、持続可能なアジア循環型経済社会圏の構築を図る。
3.進捗状況
<p>平成16年5月に産業構造審議会・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループを設置し、6月から10月まで5回の審議を行い、報告書（「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」）をとりまとめた。</p> <p>この「持続可能なアジア循環型経済社会圏」の実現に向け、報告書では今後の総合的な施策展開の方向性として次のような整理を行った。</p> <p>（1）政策対話の実施</p> <p>グリーン・エイド・プラン（GAP）等の政策対話の場を活用して、今後アジア各国との間で、日中リサイクル政策対話など二国間の政策対話を実施していく。</p> <p>（2）情報の共有化</p> <p>各国ルールや廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化を図ることが必要。また、循環資源の流れの実態を把握するため、統計の整備等も進める。</p> <p>（3）アジア各国における循環型経済社会構築に向けた支援</p> <p>技術協力や人材育成、国際協力銀行の投資金融の積極的な活用等を検討する。</p> <p>（4）アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策</p> <p>トレーサビリティ確保の具体的手法等について検討を進めていくとともに、静脈物流システムの構築や国際機関等との連携を図る。</p> <p>また、平成17年4月に3Rイニシアティブ閣僚会合のサイドイベントとして開催された3Rイニシアティブ国際シンポジウムでも議論を行った。</p>
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
4.今後の課題・見直しの方向性
昨年9月に北京で開催された「日中リサイクル政策対話」の第2回会合を開催予定。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 経済産業省

1.第3節 循環型社会ビジネスの振興 第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について、検討を開始した。
3.進捗状況
製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について、平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行ったところ。 本取りまとめを踏まえて、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品について、製品含有物質の情報開示制度を導入するとともに、3R配慮設計・製造を推進するため、再生資源利用率等の製品の新たな評価軸や易解体性の表示方法等の統一化を図るための規格作成を進める。さらに、これらの措置について、国際的な標準化に向けた対応を産業界と政府が連携して積極的に行っていく。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
4.今後の課題・見直しの方向性
製品含有物質の情報開示制度については、平成18年夏頃を目途に資源有効利用促進法の改正政省令を施行する予定。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 国土交通省

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現		
2.取組の概要		
<p>国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成14年5月に「建設リサイクル推進計画2002」を策定。平成22年度の目標、及び当面平成17年度末までに達成すべき目標を定め、各種施策を実施。</p> <p>特に、建設発生木材については、千葉県をモデルとして、関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループを設置し、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画の策定に向けた議論を進めているところ。その他、建設汚泥及び建設混合廃棄物についても、リサイクルを促進するための検討を進めているところ。</p> <p>また、建設発生土については、平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に基づき、平成22年度までに公共工事における利用土砂の建設発生土利用率を95%にすることを目標に、建設発生土の工事間利用等を推進。</p>		
3.進捗状況		
建設副産物の再資源化率等		
	14年度実績	22年度目標
<再資源化率>		
アスファルト・コンクリート塊	99%	98%以上
コンクリート塊	98%	96%以上
建設発生木材	61%	65%
<再資源化・縮減率>		
建設発生木材	89%	95%
建設汚泥	69%	75%
建設混合廃棄物	対12年度排出量比 31%削減	対12年度排出量比 50%削減
建設廃棄物全体	92%	91%
<利用土砂の建設発生土利用率>		
建設発生土（全体）	65%	90%
建設発生土（公共工事）	65%	95%
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）		
最新のデータが前回と同じであるため、進捗状況に関する定量的な評価はできない。		

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊

平成14年度の実績でいづれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。

- ・建設発生木材

関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画を策定する。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。

- ・建設汚泥

関係省庁、関係業団体等で構成する建設汚泥再生利用指針検討委員会において、建設汚泥の再生利用の促進に関する検討を行う。

- ・建設混合廃棄物

首都圏を対象に、関係省庁、関係地方公共団体、関係業団体等で構成する首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会において、本システムの構築に向けた検討を行う。

建設混合廃棄物の排出量を削減するためには、建設現場で徹底的に分別することが重要である。一方、分別を徹底すれば建設副産物が小口化・多品目化し、従来の方法では運搬回数が大幅に増加するため、複数の建設現場を巡回し共同搬送を行う「小口巡回共同回収システム」の検討が必要となる。

- ・建設発生土

平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げた各種施策を着実に実施する。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 国土交通省

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要（FRP船リサイクル関係）
<p>現状では使用済みになった際の処理が困難なFRP船が、ユーザーによって適正に処理され、再生資源として活用されるよう、経済的なFRP船リサイクルシステムを構築するための技術的・制度的基盤の整備を図る。</p> <p>また、FRP材の使用量が少なく、使用済みになった際の処理が容易な「エコ・ボート」の開発や、FRP船の長寿命化技術の研究など、リデュース及びリユースにもあわせて取り組むことにより、FRP船の3R（「リデュース」「リユース」「リサイクル」）を推進する。</p>
3.進捗状況
<p>平成16年度には、リサイクルシステム事業化に向けた制度面の検討として、リサイクルシステムに必要とされる機能等に関する検討を実施した。</p>
<p>（第1回フォローアップ時との比較とその評価）</p> <p>平成15年度までの調査・検討によりリサイクル・リユースの基礎的技術を確立することができたことから、現在、事業化や普及に向けた取り組みを進めているところである。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<p>これまでの調査検討等により、技術的課題については所期の目標を達成しており、今後は、開発された技術が有効に活用されるよう普及のために取り組んでいくこととなる。</p> <p>また、FRP船のリサイクルシステム構築に向けて、制度化のために必要な措置等の検討を引き続き進めていく。</p>

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 国土交通省

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要（国際静脈物流システムの構築） 将来発生量の増大が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源について、その有効活用を図ることによりグローバルな視点からの循環型社会の構築に寄与するため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた検討を進める。
3.進捗状況 物流管理の強化、情報ネットワークの形成など効率的な国際静脈物流に対応したリサイクル拠点及びネットワークの形成に向けた推進方策について検討している。 平成16年度には、国際静脈物流の効率化を図るにあたり必要となる情報ネットワークシステムの構築に向けた検討を行った。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価） 物流情報交換、廃棄物情報追跡等の情報ネットワークシステムに必要な要素を抽出し、システムの構築に向けた検討を行う等、国際静脈物流システムの構築に向け進展が見られる。
4.今後の課題・見直しの方向性 循環資源の品質管理の強化及び情報共有化等、循環資源の輸出を適切かつ効率的に行うための検討を行う。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省名 環境省 廃棄物・リサイクル対策部

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要： 廃棄物等の不適正な輸出入の防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。 ・ 輸出入事業者等に対してバーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催する。 ・ 不法輸出入が疑われる事案について、港において税関が実施するコンテナの開封検査等に立ち会うなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。 ・ 日本との間で循環資源の貿易量が大きいアジア地域において適正な循環資源等の輸出入を確保するため、アジア各国間で不法輸出入事案や各国の関係法制度の情報共有等を行うアジア不法輸出入防止ネットワークを構築する。
3.進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ バーゼル法に基づく平成16年の輸出の承認件数は11（5）件、輸入の承認件数は19（19）件であった（括弧内は平成15年のデータ。以下同じ。）。また、廃棄物処理法による平成16度の輸出の確認件数は78（43）件、輸入の許可件数は1（4）件であった。このほか、バーゼル法等説明会を平成16年度に全国8（7）か所で開催した。 ・ 我が国の企業が中国へ輸出した廃プラスチック中に、中国の基準に違反する再生利用に適さないものが混入していたことから、平成16年5月、中国政府は日本からの廃プラスチックについて輸入停止措置を講じた。このような問題の再発を防止するため、無確認輸出に係る罪の法定刑引き上げ及び未遂罪並びに予備罪の創設等の内容を含む廃棄物処理法改正案を第162回国会に提出したほか、中国関係法令の日本語訳のホームページ掲載やバーゼル法等説明会を通じて中国の関係制度の周知を行った。 ・ 平成16年12月にアジア各国のバーゼル条約担当者を招いたワークショップを開催し、アジア域内での有害廃棄物の不法輸出入を防止するためのネットワークを構築することが合意された。また、当該ネットワークの活動の一つとして、ウェブ上での情報の交換・共有等を目的としたホームページを構築し、その試行運用を行った。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
<ul style="list-style-type: none"> ・ バーゼル法等説明会等により引き続き関係者への法制度等に関する情報提供を行った。 ・ 廃棄物処理法の改正による罰則強化等により、廃棄物等の不適正な輸出入防止への取組が進展した。 ・ アジア域内での有害廃棄物の輸出入等を防止するためのネットワークの構築については平成16年度に第1回ワークショップを開催して同ネットワークの構築が合意さ

れ、また各国法制度の情報交換等を行うウェブサイトの試行運用を開始するなど平成17年度以降の取組の基礎を作ることができた。

4.今後の課題・見直しの方向性

- ・ 日本からアジア各国に向けて、循環資源の輸出量が急増しているほか、電気・電子機器廃棄物等の不法輸出が懸念されており、引き続きバーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する必要がある。
- ・ 一方で、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理を確保しつつ循環型社会を国際的に形成することを念頭に置き、日本と循環資源物流が大きいアジアを中心に、新たなルールや仕組みを検討するとともに、キャパシティビルディング等途上国支援を図る必要がある。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 環境省

関係府省庁名

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
<p>廃棄物処理法を改正するとともに、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき、支障除去等事業を行う都道府県等に支援を行った。</p> <p>廃棄物処理法の改正</p> <ul style="list-style-type: none">・指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）制度の創設・国の役割の強化 <p>産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定</p> <ul style="list-style-type: none">・平成9年廃棄物処理法改正法の施行（平成10年6月17日）前に開始された産業廃棄物の不適正処分による生活環境保全上の支障の除去等事業に財政支援。
3.進捗状況
<ul style="list-style-type: none">・不適正処分などの違法行為を抑止（早期発見・拡大防止）するため、都道府県等が行う監視パトロール、不法投棄監視連絡員（警察OBなどに委嘱）の設置、監視カメラの設置等に補助を行った。・平成16年度には、山梨県、秋田県、三重県の3事案について、産廃特措法に基づき県が策定した実施計画に環境大臣が同意した。・地方環境対策調査官を増員し、緊急時における国の廃棄物処理施設等への立入検査体制を強化した。
<p>（第1回フォローアップ時との比較とその評価）</p> <p>法改正等により施策の充実が図られたと考えるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。</p>
4.今後の課題・見直しの方向性
<ul style="list-style-type: none">・保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行う仕組みの見直し。・不適正処分事案の早期発見、拡大防止を図るための環境省における体制の整備。・地方環境対策調査官事務所の充実、強化。・制度を支える人材の育成。・優良産廃処理業者の育成。・電子マニフェストの普及促進。

「国の取組」に係る進捗状況調査票（様式1）

府省庁名 環境省

1.第4節 - 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現
2.取組の概要
市町村において処理することが困難な廃棄物（適正処理困難廃棄物）に関して、関係者の適切な役割分担のもとで、適切な処理体制が構築されるよう検討を進めている。
3.進捗状況
市町村における適正処理困難廃棄物の排出・処理実態・事故発生状況に関する調査結果を踏まえ、特に適正処理確保に関して要望が多かったスプリングマットレスやエアゾール缶について市町村、関係業界及び関係省庁と検討を行うとともに、廃消火器及び廃FRP船の処理体制の具体化についても、関係業界や関係省庁などとともに検討を行った。 また、廃密閉型蓄電池、廃開放型鉛蓄電池及び廃二輪自動車については、廃棄物処理法に基づく広域認定の対象となる一般廃棄物の品目に追加することにより、製造事業者等による自主的な処理体制の整備を図った。 これにより、平成17年7月末時点で、廃二輪自動車について16件の認定を行っており、平成16年10月から、製造事業者等によるリサイクルが実際に行われている。
（第1回フォローアップ時との比較とその評価）
適正処理困難廃棄物の処理体制構築に向け、新たに広域認定の対象品目に追加し、または検討を開始するなど、必要な対策を講じている。
4.今後の課題・見直しの方向性
市町村や関係業界における適切な役割分担のもとで、それぞれの廃棄物や収集運搬、処理時の特性等を踏まえた処理体制が構築されるよう、引き続き検討を進めていく。 具体的には以下のとおり。 スプリングマットレスについては、関係業界において処理の実態、技術及びスキームの検討調査を行っているところ。また、一部のメーカーでは広域認定制度を活用した自社製品のリサイクルシステムを検討中であるため、こうした動向を注視しつつ、引き続き市町村、関係業界及び関係省庁とともに、適切な処理体制の在り方について検討を行っていく。 エアゾール缶については、関係業界が充てん物を容易に排出できる中身排出機構の採用を早急に行うとともに、関係業界、市町村が中身排出機構についての周知を図り、充てん物の入った缶が排出されないよう努めることとしている。また、これらを補完する具体的内容について、引き続き市町村、関係業界及び関係省庁とともに、検討を行っていく。 廃消火器については、関係業界や関係省庁とともに、広域認定制度の活用を念頭にした

リサイクル体制について協議を行っているところ。今後は所要の手続を経て、広域認定の品目に追加する予定。

廃 FRP 船については、関係業界や関係省庁とともに、広域認定制度の活用を念頭にしたりリサイクル体制について協議を行っているところ。今後はリサイクル費用の徴収時期などについて、市町村の意見聴取等を経て、広域認定の品目追加を検討する予定。